

第3章 構想区域の設定

1 構想区域の趣旨

- 構想区域は、将来の医療需要や病床の必要量などを推計するにあたって、一体的な地域単位として設定するものであり、その設定にあたっては、二次医療圏を基本として、人口構造の変化の見通し、患者の受療動向、医療機関や医療従事者の配置の状況などを見通しを考慮して設定することとされています。

2 本県の二次医療圏

- 二次医療圏は、医療法第30条の4第2項第12号の規定に基づき設定する区域であり、医療法施行規則第30条の29第1項では、「地理的条件等の自然条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定する」と規定されています。
- 本県では、平成20年3月に策定した第5次大分県医療計画において、広域交通網の整備や市町村合併等による日常生活圏の拡大等を踏まえ、10の区域であった二次医療圏を6つの二次医療圏に再編し、その後、平成25年3月策定の第6次大分県医療計画においても引き続き6つの二次医療圏を維持することとして現在に至っています。
- なお、本県では、高齢者福祉圏域^{*1}や障がい福祉圏域^{*2}、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の規定に基づき設定した医療介護総合確保区域^{*3}についても二次医療圏の区域と一致しています。

3 構想区域の設定

- 本県の構想区域の設定については、現行の二次医療圏と同一の区域とします。
- なお、今後、疾病構造や患者の受療動向、医療機関や医療従事者の配置の変化等により、ここで設定する構想区域では不合理となる状況が生じた場合には、適宜見直すこととします。

*1 高齢者福祉圏域…介護保険法第118条第2項及び老人福祉法第20条の9第2項の規定により都道府県が定めることとされている「区域」。

*2 障がい福祉圏域…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条第2項第2号の規定により都道府県が定めることとされている「区域」。

*3 医療介護総合確保区域…医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第4条第1項の規定に基づいて定める「区域」。

[図3-1 大分県の構想区域（二次医療圏）]



[表3-1 構想区域（二次医療圏）別人口、面積]

構想区域	構成市町村	人口（人）		面積（km ² ）
		2010年	2025年	
東部	別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町	219,880	194,977	803.19
中部	大分市、臼杵市、津久見市、由布市	570,182	552,631	1,191.07
南部	佐伯市	76,951	63,713	903.52
豊肥	竹田市、豊後大野市	63,875	50,512	1,080.95
西部	日田市、九重町、玖珠町	98,415	82,278	1,224.04
北部	中津市、豊後高田市、宇佐市	167,226	149,523	1,136.94
計		1,196,529	1,093,634	6,339.71

資料：人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）、面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（平成22年10月1日現在）